

「土壌残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改定について（中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会報告）」に対する意見募集について（実施結果）

1 意見募集方法の概要

- (1) 意見募集の周知方法
環境省ホームページ、記者発表
- (2) 資料の入手方法
窓口配布、インターネットによる環境省ホームページの閲覧及び郵送
- (3) 意見提出期間
平成16年8月16日（月）～ 平成16年9月14日（火）
- (4) 意見提出方法
電子メール、FAX及び郵送
- (5) 意見提出先
環境省環境管理局水環境部農薬環境管理室

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
FAX	1件
郵送	0件
電子メール	4件
計	5件

(2) 整理した意見の総数

- ・土壌残留に係る登録保留基準の改定に係るもの 11件
- ・水質汚濁に係る登録保留基準の改定に係るもの 28件
- ・その他 1件

「土壌残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改定について（中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会報告）」への意見募集に対するパブリックコメントの実施結果

番号	御意見の概要	意見に対する考え方
土壌残留に係る登録保留基準の改定に対する御意見		
1	<p>土壌残留に係る登録保留基準のクライテリアとして、ヨーロッパ諸国で実施している、土壌中半減期が3ヶ月以上、かつ90%消失期間1年以上の農薬を登録しないとするEUの方が望ましいと思いますが、この基準を採用されなかった理由は何ですか。</p>	<p>土壌残留に係る登録保留基準における土壌中半減期のクライテリアについて、現行の1年から180日に変更することとしたのは、POPs条約の基準及びEUにおける登録保留基準のうち、国際的に合意されたPOPs条約の附属書D基準を重視することとしたためです。</p>
2	<p>現行の登録保留基準を1年から180日に変更されたことにより、登録保留になる恐れのある農薬成分名を挙げてください。</p>	<p>改定後の土壌残留に係る登録保留基準では、ほ場試験における土壌中半減期が180日を超え、かつ、当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物が当該農地の土壌の当該農薬の使用に係る汚染により汚染されることとなるもの（その農作物の汚染の程度が微弱であること、当該農薬の毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でない認められるものを除く）である場合に登録が保留されることとなりますが、「当該農地の土壌の当該農薬の使用に係る汚染により汚染されることとなる」の判断基準を明確化した上で、登録検査を行った結果、具体的にどの農薬が登録保留に該当するかは現時点では明らかではありません。</p>
3	<p>土壌残留に係る登録保留基準において、農作物への農薬の残留にかかる評価に食品衛生法に基づく食品規格を活用しているが</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一律基準については毒性・残留性試験が実施されておらず、人畜に影響をあたえない量であることが科学的に証明されていないと考えられること ・外国基準を採用等により検討されているポジティブリスト制度下での残留基準案を見ると、例えばディルドリンでは基準値が緩和されていること <p>などの問題があると考えられることから、具体的な判断基準は、後作残留性試験を行い、後作物に当該農薬が検出されないことを原則</p>	<p>改定後の土壌残留に係る登録保留基準では土壌中半減期が180日を超える農薬については、当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物が当該農地の土壌の当該農薬の使用に係る汚染により汚染されることとなる場合に登録が保留されることとなります。「汚染されることとなる場合」を不検出とすることもひとつの考え方ではありますが、従前の分析技術のもとでは不検出であっても、分析技術の向上により検出されることが生じる場合も考えられます。</p> <p>一方、食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」については、食品安全委員会の意見を聴いた上で厚生労働省において定めることになると承知してい</p>

	<p>とすべきです。</p>	<p>ますが、検討の過程で十分安全性の評価がなされると認識しており、土壌中半減期が180日を超える農薬により「汚染されることとなる場合」の判断基準としてこの「人の健康を損なうおそれのない量を活用することとしたいと考えております。</p> <p>また、食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格についても、食品中に残留する農薬が人の健康を損なうおそれがないようにする観点から設定されると考えており、引き続き活用することとしたいと考えております。</p> <p>なお、御指摘のディルドリンは、農薬取締法第9条に基づく販売禁止農薬に指定されており、今後国内登録が行われることはありません。</p>
4	<p>「農薬の使用に係る汚染により汚染されることとなるもの」の判断基準として、食品規格の「人の健康を損なうおそれのない量」、所謂一律基準を指標とする旨の記載がある。一方、同環境省告示で、「汚染の程度が微弱であること」と「毒性が極めて弱いこと等の理由」から「有害でない」と認められるものを除く」となっている。従って、曝露評価により汚染の程度が低く有害でないとする考え方を導入することのほうが、農取法第3条第一項第5号の規定に照らし適切ではないか。</p>	<p>土壌残留に係る登録保留基準は、前作の栽培のために使用した農薬が土壌という環境中に残留し、後作物を非意図的に汚染した場合のリスクを考慮するものです。前作における農薬使用は当該作物を栽培するに当たり、使用法を規定することで、コントロールできますが、土壌に残留している当該農薬による汚染は後作物の栽培時にはコントロールできません。従って、残留性の高い農薬のリスク管理措置であるイ号における「汚染の程度が微弱であること」の判定に関しては、食品規格における「おそれのない量」と同じ基準により運用することが適当であると考えています。ただし「毒性がきわめて弱いこと」は「汚染が微弱であることと並列で規定されており、仮に汚染の程度が微弱ではなかったとしても当該農薬の毒性がきわめて弱く有害でない」と認められる場合もあり得ると考えます。</p>
5	<p>ほ場試験では、土壌の性質・成分、土壌中の生態系・微生物相、気温・降雨などの気候条件、散布時のバラツキなどをどう評価するかが問題となると思います。従って、寒冷地で使用される場合/多雨地で使用される場合など多様な使用条件に応じた保留基準を決めるべきではないでしょうか。</p>	<p>登録保留基準としては、ほ場試験における土壌中半減期が180日を超える農薬については「当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物が当該農地の土壌の当該農薬の使用に係る汚染により汚染されることとなるもの（その農作物の汚染の程度が微弱であること、当該農薬の毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でない」と認められるものを除く）」との一律の基準を考えております。御指摘の使用条件については、登録保留基準に照らした登録検査の中で必要に応じて考慮されることになると考えています。</p>
6	<p>農薬成分だけでなく、その代謝</p>	<p>土壌残留の登録保留基準では、前述のと</p>

	<p>分解物や不純物についての土壌残留性を調査して、基準値に反映させる必要があるのではないだろうか。</p>	<p>おり一律の基準として設定することとしていますが、土壌中半減期については告示において「当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間」とされており、成分物質等の等は「その物質が化学的に変化して生成した物質を含む」とされていることから、土壌残留に係る登録保留基準において代謝物は考慮されておりません。また、作物残留や水質汚濁に係る登録保留基準の基準値を設定する際には、必要に応じて代謝物も含めて安全性評価を行い、規制対象としているところです。</p>
7	<p>農薬の補助成分についても、活性成分と同様土壌汚染につながると思います。その成分を明らかにした上、基準を設定すべきではないでしょうか。</p>	<p>農薬の登録申請に当たっては、補助成分を含む製剤を用いて土壌中半減期を算出するためのほ場試験及び後作物試験のデータが提出されており、これらのデータに基づき農林水産省、独立行政法人農薬検査所において登録検査が行われます。この登録検査において補助成分を含む製剤の安全性についても考慮されていると認識しています。</p>
8	<p>昨年、山口県でダイコンに対して、ラベル通りに使用した土壌処理殺虫剤ホスチアゼートが、基準を超えて残留していたことが判明しましたが、現行の土壌残留性試験方法に問題はありませんでしたか。</p>	<p>当該農薬については、登録上の使用方法である全面土壌混和して使用すべきところ、御指摘の事例では、大根を植え付ける畝に筋状に農薬を施用した後、畝の部分のみを混和するといった使用方法の誤りが原因であり、その後使用方法どおりに農薬を使用した際には残留基準を超える農薬は検出されなかったと聞いております。</p>
9	<p>ディルドリンのような現在使用されていない農薬により汚染されている土壌では、土壌浄化されるまで、残留が懸念される後作物の栽培を禁ずるべきです。</p>	<p>いただいた御意見は今回の意見募集の対象外ではありますが、ドリリン類が検出された土壌ではドリリン類を吸収しやすいキュウリ等の農作物の栽培を行わないよう農政担当部局において指導の徹底に努められているところです。</p>
10	<p>人畜への影響だけでなく、土壌中のミミズ・昆虫・微生物等への影響の評価がなされるべきではないでしょうか。</p>	<p>農薬による陸生生物に対する影響については、ミツバチ、カイコ、天敵昆虫等に関しては登録段階での試験が実施され、使用上の注意事項のラベル記載が行われているところですが、ミミズ、土壌微生物、鳥類等を含むより広範な陸域生態系の保全対策については、今後の課題であり、国内外の農薬及び化学物質規制に関連する制度も参照しつつ、調査・検討を進めていきたいと考えています。</p>
11	<p>新たに登録保留基準が設定された農薬については、環境汚染状況の調査を義務づけ、2、3年以内に基準の見直しを実施すべきではないでしょうか。</p>	<p>土壌残留に係る登録保留基準においては、個別農薬ごとに基準値を設定するのではなく、すべての農薬に一律の基準を設定することとしております。 なお、登録保留基準は定められた使用方</p>

	<p>法を遵守することで担保されるものと考えており、仮に登録保留基準に該当するような事態が生じるおそれがあると考えられる場合は、使用方法の改善を図ることが優先されると考えております。</p>
--	---

水質汚濁に係る登録保留基準の改定に対する御意見

12	<p>基準値を水田水中150日間平均濃度から、公共用水域の水中濃度と変更されますが、現行基準のある133農薬の基準値はそれぞれどのようになりますか。現行基準と対比してお示してください。</p>	<p>現行の農薬登録の際に提出が義務付けられている「毒性及び残留性に関する試験成績」の中には、生物濃縮性に関する試験成績が含まれていないこと及び基準値は農薬専門委員会での審議等を踏まえて決定されるものであることから、現行の水質汚濁に係る登録保留基準の基準値のある農薬について、新たな方式に基づく基準値がどうなるかは現時点では不明です。</p>
13	<p>水道法による水道水について、農薬は監視項目として総農薬方式が適用されます。その際、評価値は、原則として、$ADI \times 体重(50kg) \times 0.1 \div 2$として設定されている一方で、生物濃縮性の高くない農薬について、水質汚濁にかかる農薬登録保留基準値の算出式は、$ADI \times 体重(53.3kg) \times 0.1 \div 2$されていますが水道水の場合との整合性はとれているのでしょうか。排水濃度基準の10分の1を公共用水域での濃度とされてきた従来の算出方式との整合性はどうなりますか。</p>	<p>水質汚濁に係る農薬登録保留基準において基準値の算出に用いる体重については、従来より国民栄養調査に基づく値を活用しており、最新の値は53.3kgとなっております。一方、水道水質基準については、WHOの飲料水水質ガイドラインでは60kgが用いられていますが、日本人の体重を考慮して従来から50kgを用いていると聞いています。また、生物濃縮性の高くない農薬について、水質汚濁にかかる農薬登録保留基準値の算出式は、従来の水田水中の150日間濃度としての$ADI \times 体重(53.3kg) \times 0.1 \div 2 \times 10$から、公共用水域中の濃度として$ADI \times 体重(53.3kg) \times 0.1 \div 2$により算出することとしており、特段問題はないと考えます。</p>
14	<p>ADIの配分率は、今後、魚介類や畜産物の残留基準が設定されたり、大気濃度基準が設定された場合、どのようかわるのでしょうか。</p>	<p>農薬の人に対する総曝露量がADIを超えることのないよう関係機関とも連携して努めていきたいと考えております。</p>
15	<p>農薬については、そのほとんどが環境中に直接散布されることを思えば、すべての農薬で生物濃縮試験を義務づけ、生物濃縮係数を加味した基準値を設定すべきだと思います。</p>	<p>農薬登録保留基準については、最新の科学的知見や国際的な取組を考慮して充実を図っていく必要があると考えているところです。今回の土壌残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改定は、POPs条約や、諸外国の農薬規制において、化学物質の環境中における残留性や生物濃縮性の観点が重視されているといった国際的動向等を踏まえて検討しているところです。この場合、国際的に合意されたPOPs条約において生物濃縮係数が5,000を超えるものについて条約に基づく規制の対象になる可能性があることを踏まえ、生物濃縮性を考慮した水質汚濁に係る登録保留基準においては、生物濃縮係数が5,000を超える農薬のみを対象としたいと考えております。なお、生物濃縮係数が5,000以下であ</p>

		<p>っても、魚類体内へ蓄積される場合があることが想定されことから、今回のパブリックコメントの募集の対象である中央環境審議会農薬専門委員会報告の中でも、「生物濃縮係数が1,000以上5,000以下の農薬については、国において一般環境中の魚介類の体内中に当該農薬が蓄積していないかモニタリングを行い、検出状況によって必要な対策を講じることを検討する。」とされており、環境省としても適切に対応していきたいと考えております。</p>
16	<p>予測濃度（PEC）の算出には、さまざま仮定が含まれますが、より安全サイドに立つ算出方法を望みます。</p> <p>一般に 農薬の水系汚染は、使用時期の5～10月に高く、冬期には、低い傾向があります。予測される濃度は、通年平均でなく、使用時期の高い濃度を採用すべきです。</p>	<p>予測濃度（PEC）の算出方法については適切な安全率を考慮しつつ、検討していきたいと考えております。評価期間については、農薬濃度の季節変動や現行基準との整合性を考慮しつつ、長期曝露評価を適切に行いよう設定したいと考えています</p> <p>また、現行の水質汚濁に係る登録保留基準では水田水中の150日間平均濃度と、ADIに基づいて設定した値を比較する方法であったこととの継続性にも配慮する必要があります。</p>
17	<p>水質基準値算出においてADIや年平均の食品摂取量を使用するため、PECの評価期間は1年とすべきである。</p>	
18	<p>BCFに基づいて設定される基準値算定には、生物濃縮係数や希釈倍率に安全率が加味されている。一方、評価に資するためのPECも計算される。</p> <p>通常、PEC計算においても安全率が加味されて計算されることとなる。</p> <p>農薬の使用法（一時的な使用、水田使用、非水田使用など）を考慮したとき、基準値にもPEC値にも安全率が図られた結果、安全率の過剰導入がなされて適切な評価が損なわれることがないよう要望する。</p>	
19	<p>「平成17年4月から施行する水産動植物に係る登録保留基準において採用しているPEC（短期曝露）の算出法と、これを参考にしつつ長期曝露を考慮して算定することとする。」とある「水質汚濁に係る登録保留基準」において採用するPECには、どのような差違があるのですか。</p>	<p>「水産動植物の毒性に係る登録保留基準」については従来コイに対する毒性のみで一律に定めていたものを、生態系の保全を視野に入れた取組を強化するため、魚類、甲殻類、藻類に対する毒性試験結果に基づき、農薬の水産動植物に対する急性毒性の影響の観点から環境大臣が定める基準値と公共用水域における環境中予測濃度とを比較して登録の可否を判断する手法を取り入れたものに改めたところであり、予測濃度は、</p>

		<p>当該農薬がその相当の普及状態のもとに、一般的に使用されるとした場合に、以下の要件のすべてを満たすモデル的な地点の河川水中における農薬濃度を予測することにより算出するものとしているところです。</p> <p>当該地点より上流の部分の流域面積が概ね100平方キロメートルであること。</p> <p>当該地点より上流の部分の流域内の農地の面積が、水田にあつては概ね500ヘクタール、畑地等にあつては概ね750ヘクタールであること。</p> <p>一方、「水質汚濁に係る登録保留基準については、人の健康保護に係る環境基準に対応する項目であることから、水産動植物に係る登録保留基準の評価地点より農薬散布場所に近い上流の小河川等を含む広範な公共用水域を評価対象としているところが相違点です。</p> <p>また、水産動植物の毒性に係る登録保留基準において用いられる短期曝露のPECは曝露評価期間が2～4日間であるのに対し水質汚濁に係る登録保留基準に用いる長期曝露のPECは文字通り曝露評価期間を長期とする方向で検討したいと考えています。</p> <p>以上を含め、具体的な算出方法については、今後検討していきたいと考えています。</p>
20	<p>「水産動植物の毒性に係る登録保留基準」の方が、「水質汚濁に係る登録保留基準」の基準値よりも、低くなる例がありましたら、その数値と農薬名を教えてください。</p>	<p>平成15年3月に改正した「水産動植物の毒性に係る登録保留基準」については、平成17年4月に施行した後、個別農薬毎に農薬登録申請者から提出された魚類、甲殻類、藻類に対する毒性値等の試験成績を基に、学識経験者の意見を聴きながら毒性評価を行う際に用いる安全係数の設定方法等の検討を行って、水産動植物登録保留基準値の設定を行うこととしております。</p> <p>一方、水質汚濁に係る登録保留基準の基準値についても必要に応じて、生物濃縮性に関する試験成績のデータを考慮して今後基準値を設定することとしており、現時点で御質問の農薬名及び数値は明らかになっていません。</p>
21	<p>淡水魚で一日平均2g以上、海水魚で一日平均48g以上食べる魚好きの人もいるでしょうし、濃縮係数は魚介類の種類や食べる部位によって結構異なるとおもうので、今回の改正案で、安全性が保証できるのでしょうか。</p>	<p>海水魚からの農薬の摂取量の算出に当たっては、海水中の農薬の濃度は河川より希釈されることの影響を考慮するため、希釈倍率を乗じて魚介類中への農薬の蓄積量を算出しているところです。希釈倍率については、例えば平成16年8月3日に開催した中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会の参考資料でお示した、海域の塩分濃</p>
22	<p>水系の底質中に残留している農</p>	

	<p>薬やその代謝分解物について、魚介類への生物濃縮については、現行の生物濃縮試験では、評価が不十分ではないでしょうか。</p>	<p>度により河川希釈倍率を推計したデータでは内湾域でも最大30倍以上になる地点があるという結果が得られています。</p> <p>しかし、今回の基準算定式では、魚を多食する集団への影響や餌生物や底質経由の曝露による魚類への農薬の蓄積等が考慮されていないことから、希釈倍率の設定は慎重に行う必要があると考え、海域における平均的な希釈倍率ではなく、より安全側に立ち、ほとんどの海域において通常見込んでも差し支えない希釈倍率として5倍に設定することとしたところです。</p>
23	<p>河川水から海域への希釈倍率を求めるにあたっては、1年間かけて農薬について広範囲なモニタリングを実施した上で、決定すべきである。</p>	
24	<p>海域に於ける希釈倍率の算出においては、対象魚種の生息域を包含するマクロ的な視点で検討すべきであり、対象地域としては最も閉鎖性が高いと推定される瀬戸内海をモデルとしてその希釈倍率を算出すべきである。また、希釈率算出に用いる指標物質には、その発生源が明確なものを使用すべきであり、農薬専門委員会で検討された『塩分』が海水と河川水との混合割合(希釈割合)を求めるのに最適であると確信する。</p>	
25	<p>河川水中の化学物質の海域における希釈倍率を求めるために、一般化学物質の東京湾、伊勢湾及び尾鷲湾における、限られた測定結果をもとに5倍と推定しているが、今回対象とする農薬での測定結果は非常に限定されている。新たな規制を導入する際には、十分な科学的データに基づくべきであり、農薬について、河川及び海域で広範囲なモニタリングを実施し、希釈倍率を決定すべきである。</p>	
26	<p>注2において「調査河川の河口沖における当該物質の濃度を比較したところ」との記載がある。公共用海域として沿岸を想定して希釈倍率を推定する際には、単に「河口沖」ではなく河口から何km離れた沿岸地点を想定し、その条件に合致するデータを基に希釈倍率を推定するのが適切と思われる。</p>	
27	<p>希釈倍率算定の根拠とされているホルモンの測定結果については、ホルモンの発生原因の多くは、下水処理場からの排出であり河川からの排出ではないこと、引用され</p>	<p>ホルモンについても、化学物質であること、陸域に排出源があると考えられること、潮汐の現象により海域と河川の濃度が逆転することもあり得ると考えられることから、希釈倍率の設定指標として考慮するこ</p>

	<p>ているデータのうちいくつかの例では河川水中での測定濃度と海域での測定濃度に逆転現象が起きていることから、これらの測定結果をもって農薬の河川から海域への希釈倍率を推定することは非科学的であり、これらのデータは計算根拠から棄却すべきである。</p>	<p>とが適切であると考えております。</p>
28	<p>界面活性剤の共存化で、魚介類への生物濃縮係数が高まると考えられるので、生物濃縮試験で代表的な界面活性剤を共存させた場合の生物濃縮試験を実施し、その評価をすべきであると考えますがどうでしょうか。</p>	<p>魚介類への生物濃縮性に係る試験については、諸外国における農薬規制や我が国における化審法においてOECDのテストガイドラインに準拠して実施されているところです。農薬の登録申請において提出を求め試験成績についても国際的な調和が求められているところであり、OECDのテストガイドラインに準拠してデータの提出を求め、基準値を設定する運用を行いたいと考えております。</p>
29	<p>今回報告書で提案された基準値の算出式は、農薬の水中濃度に生物濃縮係数を乗じて当該農薬の魚介類経由摂取量を算出しており、これは、魚体中濃度が水中濃度に対して瞬時に反応して生物濃縮係数に該当する濃度に達することを意味している。一方、濃縮性試験結果から明らかなように、水中濃度変化と魚体中濃度変化は一定期間のラグタイムが生ずるため、使用時期が限られ一時的に環境水中から検出される農薬の場合は特に、実際の魚介類経由の農薬摂取量とこの算出式によって求められた摂取量では大きな乖離を生ずる結果となることが容易に予想される。したがって、この算出式から求めた基準値のみで登録の可否を判断することは過剰規制となるため、モニタリングが可能な既存剤の場合は、実際の魚体中濃度のモニタリング結果から摂取量を算出する、より実場面を反映した第2段階の評価を導入すべきである。</p>	<p>生物濃縮性試験は、28日～60日間の曝露期間が設定されて生物濃縮係数が算出されています。</p> <p>また、今回の水質汚濁に係る登録保留基準の改定により、採用することとなる環境中予測濃度の算出方法では長期曝露を考慮することとしており、御指摘のような懸念は生じないと考えています。</p> <p>さらに、モニタリングにより生物濃縮性の高い農薬による汚染が拡散していることなどが判明しても、浄化の対策が困難であることから、上市前段階のリスク管理措置である登録保留基準としては、今回の改正案が適切であると考えています。</p> <p>モニタリングについては、登録された農薬が使用方法を遵守しても地理的条件等により水質汚濁が生じていないか確認し、汚染が確認された場合は農薬法第12条の規定に基づく農薬を使用するものが遵守すべき基準の見直しや、同法第12条の2の規定に基づく水質汚濁性農薬に指定するための検討を活用していきたいと考えます。</p>
30	<p>現在登録ある農薬でLogPow=3.0以上の農薬成分名と同係数の値をお示しください。そのうち、生物濃縮係数が判明しているものはその数値も併記してください。</p>	<p>いただいた御意見は今回の意見募集の対象外ですが、個別農薬のオクタノール/水分配係数については、改定後の「水質汚濁に係る登録保留基準」設定時に考慮されることとなりますので、その運用の中でデータを整理したいと考えております。</p>

31	<p>農薬の補助成分についても、活性成分と同様水系汚染につながると思います。その成分を明らかにした上、基準を設定すべきではないでしょうか。</p>	<p>農薬の登録申請に当たっては、補助成分を含む製剤を用いて水質汚濁性試験のデータが提出されており、これらのデータに基づき農林水産省、独立行政法人農薬検査所において登録検査が行われます。この登録検査において補助成分を含む製剤の安全性についても考慮されていると認識しています。</p>
32	<p>沿岸海域に生息する魚種でも、多く輸入されているものは、摂取量の計算の際に考慮すべきである。</p>	<p>これまで、作物残留に係る登録保留基準を設定する場合には、基準値と国民栄養調査における当該作物の平均摂取量から理論最大摂取量を算定し、当該理論最大摂取量がADIの80%以下となるようリスク管理を行ってきたところです。この場合、当該作物の平均摂取量については国産のみならず外国産も含めた数値を用いてきております。今回の魚介類についても、従来からの安全サイドに立った農薬登録保留基準設定の考え方と整合性のとれた運用を行うこととしたいと考えております。</p>
33	<p>魚介類摂取量は内水面と海域とに分け、現行データ及び現行の考え方に基づいて設定されている。今後、厚生労働省の農薬残留基準の動向から魚介類の摂取量に関して新たな方策が提示され、それが本件の基準値設定の魚介類摂取量に關与する場合においては、整合性が取れるように調整する仕組みを残すべき。</p>	<p>御指摘のような事態が生じた際には、関係機関とも連携していきたいと考えております。</p>
34	<p>汽水域での生息する魚介類の場合は、内水面系と海面系のどちらに入りますか。</p>	<p>今回、曝露評価対象魚介類の検討作業において、海面魚と内水面魚の占める割合を算出するに当たり、「漁業・養殖業生産統計年報の海面漁業生産量及び内水面漁業生産量を用いて計算したため、別途、汽水域の区分を設け考慮することはしませんでした。</p> <p>なお、当該統計において、汽水域にも棲息すると考えられるボラは、海面漁業及び内水面漁業の両方で漁獲されており、海面漁業により漁獲されるものは海面漁業生産量に、内水面漁業により漁獲されるものは内水面漁業生産量に含めております。</p>
35	<p>新たに登録保留基準が設定された農薬は、公共用水域の農薬汚染調査が、1年に数回計測されるだけであり、季節変動や時間変動などをとらえるには極端にサンプリ</p>	<p>新規に登録保留基準が設定された農薬について、実際に農薬を使用して環境汚染が生じていないかを確認することは環境省としても重要であると認識しており、適切に対応していきたいと考えております。なお、</p>

	<p>ング数が少ないことを鑑み、環境汚染状況の調査を義務づけ、2、3年以内に基準の見直しを実施し、予測値との乖離がないようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>登録保留基準は定められた使用方法を遵守することで担保されるものと考えており、仮に登録保留基準に該当するような事態が生じるおそれがあると考えられる場合は、使用方法の改善を図ることが優先されると考えております。また、使用方法を遵守して農薬を使用した場合でも、農薬の普及状況や地理的条件の下で公共用水域の水質の汚濁が生じるおそれがある場合などは農薬取締法第12条の2の規定に基づき水質汚濁性農薬に指定し、使用の規制を行うリスク管理措置があることから、本制度の活用についても必要に応じ検討する必要があると考えております。</p>
36	<p>農薬汚染された魚介類を食べる、食物連鎖上位にある野鳥や哺乳類への長期的影響は、この登録保留基準では、どのように評価されることになりますか。</p>	<p>我が国の農薬リスク管理において、鳥類、土壌生物等の陸域生態系への悪影響を評価し農薬登録保留基準の設定等適切に管理する仕組みの導入は、今後の課題であり、各種の調査・検討等を行いながら、具体的な仕組みについて検討を進めていきたいと考えておりますが、御指摘の点についてはその取り組みの中でどのように考慮することができるか検討したいと考えております</p>
37	<p>今回新たに非水田剤も含めて基準値が設定される。各地域で監視調査を行うであろうが、長期の調査結果に基づいて評価すること、調査対象域に対する考え方を各地域の指導者に対して十分教育し、無用な混乱が起きないように指導されることを望む。</p>	<p>御指摘の点を踏まえ、基準値の設定の考え方等について周知していきたいと考えています。</p>

その他

<p>38</p>	<p>別添4に記載されている通り、欧米の農薬登録制度では、国内に於ける登録登録保留基準値(cut off value)の考え方は存在せず、段階的に評価精度を向上させるために追加試験を要求する判断基準(trigger value)が存在すると理解している。報告書本文では「欧米も国内と同様に登録保留基準が存在し、この基準に該当した場合は、一律、登録不可となる。」といった誤解を与えるため、「基準に該当した場合は、更に詳細なリスクアセスメントに必要なデータを申請者が提出し、懸念されるリスクが許容範囲内であれば登録は認可される。」といった表現に改めるべきである。</p>	<p>EUの91/414/EECでは別添4のクライテリアに該当する場合は「No authorization shall be granted (許可は付与されないこと)」と規定されており、登録保留基準値(cut off value)に該当すると考えております。</p> <p>なお、御指摘のとおり、登録保留に該当する場合でも、例えば土壌残留については「ただし、後作物が許容できない残留物が生じたり、後作物に薬害影響が出たり、環境に対して許容できない影響が及ぶような濃度で、土壌中に蓄積しないことが科学的に実証される場合を除く。」といった除外規定が設けられており、別添4にはその旨明記してあります。本体資料は、これを踏まえ、2ページ(2)「諸外国の農薬規制の現状」において、登録保留基準は「原則として、～に該当する場合」としており、例外的な場合もあり得る記述にしていることから、誤解は生じないと考えています。</p>
-----------	---	---